

令和7年第7回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和7年7月24日（木）第7回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃 奈 乃
	主 事 半 田 まゆか	
経済部農政課	主 事 高 橋 千 諒	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についての6番について、権利欄の修正を依頼した。また議案第6号の鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）についての8番について、所在欄の修正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後1時30分に令和7年第7回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

6番 柴 田 忠 委員、15番 安 生 芳 子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買3件、贈与1件、賃借権設定1件、区分地上権設定1件の合計6件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番の件は、千渡の●●さんと●●さんから、千渡の●●さんへの有償による所有権移転です。そばを作るとのことです。既に2回ほどトラクターで耕起しているので、秋そばを撒くのかもしれません。問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

◎神長守雄委員 2番の報告をいたします。7月8日に現地は見てきました。平久保の土地で●●さんが●●さんから相続した土地です。それを●●さんが地上権を設定するというので申し出がありました。書類上も問題無いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎小平敏男委員 3番の藤江町の件は、●●さんから●●さんへの無償による所有権移転になります。●●さんは牧場をやっております、今回はその畑に牧草を栽培することです。問題無いと確認して参りました。4番と5番は隣接地で南上野町です。●●さんから●●さんへ、●●さんから●●さんへということで、有償による所有権移転になります。どちらも何ら問題無いと見て参りました。6番の件ですが、農地は茂呂地区ですが、●●さんから●●さんへの賃借権設定ということでありまして。今後、営農型太陽光発電設備を設けるということでありまして。問題無いと思っておりますのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎竹澤 靖委員 2番と6番の関係を教えてもらってもいいですか。

◎事務局（永嶋主査） 私からご説明いたします。議案番号2番と6番の関係ですが、皆様のお配りした資料の中に、議案第1号の2番、6番及び第2号の4番の概要図というものがあると思います。こちらの図を見ながら説明を聞いていただくと理解がし易いと思います。2番と6番で同じ場所での3条許可申請が出ておまして、それとは別に議案第2号にもこの筆に関わる転用の許可申請が出ております。先ほど小平委員からお話があった、営農型太陽光発電設備に絡んだ一連の許可申請ということになっております。最近では営農型太陽光発電

設備の申請が無かったので、改めてもう一度この営農型太陽光発電設備の転用について図を使いながらご説明したいと思います。まず3条の6番が●●さんから●●さんに賃借権でこの筆全体を貸すということで、●●さんがこの農地で営農するというかたちになります。その内の点線で囲ってある部分ですが、この部分に●●さんが太陽光発電設備を設置します。●●さんが農業をやるのですが●●さんがその一部分に太陽光発電設備を設置するということで、農業をやるのに勿論日照は必要ですが、農作物の上にソーラーパネルを置いてしまいますので多少日照量が下がってしまう。どちらも太陽光を得る権利はあると思いますが、後々揉め事にならないために、ソーラーパネルを置く部分、この点線の範囲に地上権というものを設定して、ソーラーパネルより下の部分は●●さんが営農をする、ソーラーパネルより上の部分は●●さんがその日照権を享受するという、権利関係の住み分けのための許可申請になっています。これが3条の関係になっておりまして、このまま5条のお話をしますと、この点線の中に丸がいっぱい書いてありますが、これが5条の一時転用に係る部分でソーラーパネルの柱になります。営農型太陽光発電設備の転用許可申請につきましては柱の合計面積を一時転用するというルールになっておりまして、議案番号第2号の4番を見ていただくと2.2㎡しか転用しないという形になっておりますが、このソーラーパネルの支柱にかかる合計面積が2.2㎡しかないということで、その支柱の部分だけを転用することになります。整理いたしますと、3条については農地全体を●●さんが借ります。ソーラーをやる部分については、●●さんと●●さんが争いごとにならないように、ソーラーパネルを置く部分につきましては地上権というものを設定します。ソーラーパネルの支柱の部分では営農ができないので、支柱の部分については転用という行為を行って、営農型太陽光発電設備という事業を行うというような流れになっています。ちなみにこの右半分の白い部分ですが、こちらには●●さんがナス類を植えて、点線で囲ってある部分は●●さんが日陰で育てる柿を栽培するという計画になっています。なお、●●さんは既に市内でこのようなスタイルで柿栽培をやられておりまして、報告書も年に1回提出されています。ただ柿は育つのに時間がかかり、まだ出荷には至っていないので収益は出ておりませんが、現地を見る限り除草もしてあって、ちゃんと管理はされているということは私の方でも確認はしております。

◎竹澤 靖委員 概要図ですと左側に若干隙間があるようですが、現地では実際どうなのでしょうか。無いのでしょうか、あるのでしょうか。

◎事務局（永嶋主査） 現地も概要図のような間隔はあるようなかたちになります。太陽光パネルを長方形型に設置していくと、元々の筆が長方形でないため下の辺に合わせますとどうしても上の側にずれが生じて、左側にもずれが生じて、こういう隙間ができてしまうということと、あとはその作業をするにあたって作業用の資材等を一時的に置いたりとか、そういう保安市なものも含んでいると思われま。

◎青木正好委員 ●●さんから●●さんが全体を借り、●●さんはその一部を使うということ、●●さんは●●さんから借り受けるということにはならないのですか。

◎事務局（永嶋主査） 確かに、一旦●●さんが全部借りた上で、この点線の部分を●●さんが改めて●●さんから借りるというように見えるかと思います。今回の件を整理すると、底地自体は●●さんが全体を借り受けて、この点線で囲った部分について●●さんが榊栽培で営農をする。残りの部分でナスと野菜を育てるところがまず1点で、点線の部分について●●さんがソーラーパネルを設置しますので、このソーラーパネルの空中の部分は直接●●さんが●●さんから借りるという流れになるということです。

◎神山卓也委員 地上権の関係についてもう少し詳しく教えてください。

◎事務局（永嶋主査） ソーラーパネルを作ることによって日差しが遮られてしまうと思います。農地への日照が少なくなってしまうと、下で作物が育てられないではないかということで、営農してる方とソーラーパネルの持ち主が争うということも想定されると思います。その対策としてソーラーパネル側に地上権を設定しておく。この時の地上権というのは今回のソーラーパネルがある高さは地面から2mのところなのですが、その2mよりも高い位置に地上権を設定して、ソーラーパネルから上の部分は地上権という権利のもと●●さんがその太陽光の光を享受することができる、ソーラーパネルより下の地上0mから2mの空間の権利は●●さんがその土地を借りたということで、その空間を使う権利の棲み分けをさせています。地面から2mの範囲の中で●●さんは榊を育て、2mから上の部分は●●さんがソーラーの発電をするというように、2mの上と下で使うことができる権利を設定するというので、今回に限らず営農型太陽光の時はよく地上権設定が出てきますが、そういったところで権利がぶつからないように、地上権を設定するというような仕組みになっております。

◎青木正好委員 毎年報告を出すと思うのですが、それは●●さんが出すのですか。それともソーラーをやる●●さんが出すのですか。

◎事務局（永嶋主査） 毎年の報告は転用の行為者が出すことになっておりますので、書類等の作成は●●さんが行うこととなります。営農をやるのは●●さんなので、●●さんと連携をとりながら書類を作成するというようなこととなります。その報告書の中には1年間の営農の中でどういう作業をして、どれだけの収益が上がったか等も記載しますので、ソーラー事業者と営農者が別であればソーラー事業者だけではその営農の状況は分かりません。この営農型太陽光発電というものがそもそも作られた趣旨というのが、営農しながら再生可能エネルギーを使って、その再生可能エネルギーで減った利益というものを自身の営農の足しする。農家にもメリットがあり、再生可能エネルギーも推進できるという、メリットの多い制度ということでおそらく始まったというふうに私は理解しておりますので、営農する人とソーラーを運用する人は連携を取ってやられていく事業なのだろうと思っております。

◎竹澤 靖委員 これは仲が良くないとできないですね、喧嘩してしまったりとか。

◎事務局（永嶋主査） 一時転用なので期限がありまして、今回のケースで言いますと、営農する●●さん自身が認定農業者ですので、認定農業者が営農すると一時転用の期間が10年間以内ということが決められてますので10年間は許可がされます。もし10年間の間に仲違いをしたりとか、どうしても事業が継続できなくなったという時は、その途中でも、そういう理由を申し立てていただければ、その事業を止めていただいて、当然一時転用ですので元の農地に戻していただきます。営農型全般なのですが、申請する段階で撤去費用はその転用を申請した者が全額負担しますという宣誓書もいただいておりますので、●●さんの責任においてソーラー設備をすべて撤去していただいて元の農地に復元をするということが、仲違いをした場合のおそらく流れになるかと思われま

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、板荷において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は、周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり第2種農地、その他の農地に区分されます。2番は、上奈良部町において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は、周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。なお本件は、転用許可申請前から一部宅地化しておりましたことから始末書が添付されておりますが、事前の現地調査の際には宅地部分というのはすべて土になっておりました。現在は農地のような状態になっております。3番は、池ノ森において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり第2種農地、その他の農地に区分されます。4番は、先ほどご審議いただきました3条許可申請の中にも関連のものがありましたが、茂呂において●●さん申請の営農型太陽光発電設備への一時転用であります。申請地は周囲を畑に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。本申請は営農型太陽光発電設備として、太陽光発電設備の下で榊を栽培する計画であり、令和17年までの10年間、毎年1回、営農状況についての報告が義務付けられ、かつ、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度転用許可申請を行うことが必要となります。5番は、口栗野において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑、雑種地及び道路に囲まれた農地であり第2種農地、その他の農地に区分されます。以上、5条転用5件となります。いずれもお手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎柴田 忠委員 去る7月15日に現地調査を行いました。先ほどの事務局の説明のとおり2番については構築物があったようでございます。始末書付きということですが、現地調査の時には構築物は撤去されておりますので問題は無いと思います。先ほどからの●●さんと●●さんのことがありましたので、現地調査をした手前、もう少し説明を付け加えたいと思います。4番の図面を見ますと、ちょっとでこぼこしてる部分があると思います。このソーラーを立てる部分と、その下の●●さんがナスを栽培するところは段差が3mから4mくらいあります。ですので、下の部分は野菜の栽培を行う、上の部分は●●さんが営農型のソーラーを行うということでございます。またこの上の段にはコンクリートの基礎があったようですので、そこに営農型のソーラーを建てて柵を植えるというところまではしばらくかかるかなと私はそんなふうに感じました。ただ、ソーラー部分の面積が大した面積ではないので、どうなのかと私は最初思いましたが、この申請は段差がある形状からしてやむを得ないものと思いました。その他の案件については現地に問題はありませんでしたのでご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎竹澤 靖委員 1番ですが、先ほど事務局及び現地調査員の報告のとおり何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎仲田裕子委員 2番の上奈良部町の件は、転用目的は園芸用土採取です。事務局と現地調査委員の報告のとおり構築物も無く綺麗に撤去され、何ら問題無いと思われまふ。よろしくお願ひいたします。

◎早乙女八重子委員 3番の池ノ森の件は、太陽光発電設備への転用ですが、現地調査員の報告のとおり何ら問題はありまふので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎神長守雄委員 4番ですが、現地調査委員の柴田委員からご指摘がありましたように、そこはもともと牛舎とかが建っていまふて、コンクリートの破片がまだ残ってるような状態ですが、春先に重機を入れてこのような状態になっていまふす。書類上も問題無いかと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

◎神山卓也委員 5番の口栗野の件は、太陽光発電設備を目的とした所有権移転による転用です。事務局の説明、現地調査委員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から5番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号及び議案第4号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第3号及び第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用集積等促進計画を作成し、同法19条により、この農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和7年6月30日付けで農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には、農地中間管理事業の再配分、新規一括方式について記載しております。議案書5ページをご覧ください。この度、受け手から返還を受けた農地を再度別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が1件、2筆、5,996㎡となっております。議案書5ページをご覧ください。新規の一括方式出の計画が9件、21筆、30,684㎡となっております。ここで今回の案件について補足説明をいたします。議案第4号の申請番号6番から9番につきましては、確認したところ今回の申請者と利用者が異なるということが判明しました。本来そのようなことは認められないことであり、栃木県農業振興公社に確認したところ、農地バンクの手続きの関係上、議案の削除ではなく不許可とするよう指示があり、本人もこのことについて承知していることから、否決として取り扱いたいと考えております。なお、申請番号6番から9番以外の5件については、農地中間管理事業の推進に関する法律18条5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。以上、議案第3号から4号まで、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号と議案第4号について質問を求めた。

◎柴田 忠委員 1番の件ですが、この表の見方というのでしょうか、1つ伺いますが、渡し人が県の農業振興公社ということになると、これは中間管理機構もバンクだと解釈してるんですが、これは所有者ということではないと思うのですが、その辺はどうなのでしょうか。

◎事務局（半田主事） 1番に関しましては、本来の土地の所有者がおりまして、農地バンクを通した貸し借りにより、一度農業公社を介して受け人に貸したものであったのですが、今回の件は、受け人との貸し借りだけ解約して、農地中間管理機構と地主の契約は続いたままになっているので、受け人だけ他の方へ変わるといいます。

◎議長は、議案第3号と議案第4号について他に質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の6番から9番を否決とし、議案第3号の1番と議案第4号の2番から5番及び10番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更(農振編入)について」を議題とし、議案説明を経済部農政課に求めた。

◎事務局(農政課高橋主事) 議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更(農振編入)について」ご説明させていただきます。議案書11ページ及び案内図をご覧ください。今回の申請は、玉田地区圃場整備事業推進委員会からの圃場整備事業に伴う編入申出です。場所は玉田町の区域に広く亘っておりますので細かい場所は案内図をご確認ください。編入面積は議案書12ページに記載のとおり34筆、2,874㎡です。今回の案件は、圃場整備事業を行うエリアで農振農用地になっていなかった農地を編入するものです。既に農振農用地になっている周辺農地とともに圃場整備事業を行い、今後一体的な農地利用を行うものであるため、農用地区域への編入条件を満たしていると思われまます。以上で農振編入の案件について説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 玉田町の件は、先ほどの農政課の説明のとおり圃場整備事業に伴う編入でございますので、何ら問題は無いと思われまますのでご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第5号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番について異存無しと決定した。

◎議長は、議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更(農振除外)について」を議題とし、議案説明を経済部農政課に求めた。

◎事務局(農政課高橋主事) 議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更(農振除外)」について説明させていただきます。議案書13ページ及び案内図をご覧ください。農政課では全ての申出案件について現地調査を行いました。今回除外の申出のあった案件について説明いたします。まず番号1番について説明いたします。下沢、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は下沢地内、鹿沼市森林組合から北西へ約280mに位置しています。利用予定者は●●さんです。土地所有者である申請者の子にあたります。●●さんは現在結婚して賃貸アパートで暮らしておりますが、子供の成長に伴い部屋が手狭となったことにより新たな住まいを探すこととなりました。そこで、今後実家からの子育ての支援を要することから、実家に隣接する当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で2,482㎡の内320㎡、北、東、南を畑、西を雑種地に接しています。続いて番号2番について説明いたします。上奈良部町、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所はみなみ町地内、みなみ町市営住宅から北東へ約530mに位置しています。利用予定者は●●さんです。申請者の子にあたります。土地所有者は申請者の母である●●さんですが、既に亡くなられており、当該地番は現在相続登記の手続き中で、農地転用の申出までには手続きが完了する見込みです。●●さんは現在

結婚して妻と子供3人の5人で借家で暮らしておりますが、借家が狭あいで、子供の成長に伴い部屋が足りなくなったことにより新たな住まいを探すこととなりました。そこで小学生の子供が転校する必要の無いよう、現在の住居から近隣であり、都市計画法の許可見込みのある当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で991㎡の内499㎡、北を雑種地、東を宅地、南、西を畑に接しています。続いて番号3番について説明いたします。日光奈良部町、●●さん申出の農家住宅敷地です。場所は樺山町地内、北押原コミュニティセンターから南へ約730mに位置しています。利用予定者は申請者本人です。●●さんは現在も申請地の近隣に住居を構えておりますが、令和元年10月の黒川氾濫被害により、家屋に隣接して建設してあった納屋が全壊しております。そのため、現在居住している住宅も黒川氾濫による被害を受ける危険性があるため新たな住まいを探すこととなりました。そこで、効率的な営農のため、現在耕作している農地から100m以内で、黒川氾濫の被害の憂いのない当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で2,905㎡の内478.28㎡、北を畑、東を宅地、南を田と畑、西を田に接しています。続いて番号4番について説明いたします。上石川、●●、●●夫妻申出の一般住宅敷地です。場所は上石川地内、北犬飼中学校から南西へ約770mに位置しています。利用予定者は申請者本人です。土地所有者は●●さんで申請者である●●さんの母にあたります。●●夫妻は現在小山市の借家に居住しておりますが、子供が3人になり、部屋が手狭となったことにより新たな住まいを探すこととなりました。●●夫妻は共働きであり、実家からの子育て支援を要することから、実家に隣接する当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で1,008㎡の内479.03㎡、北を畑、東を山林、南を宅地、西を畑に接しています。続いて番号5番について説明いたします。白桑田、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は白桑田地内、白桑田公民館から東へ約75mに位置しています。利用予定者は申請者本人です。土地所有者は●●さんで申請者の母にあたります。●●さんは現在結婚して賃貸住宅で暮らしておりますが、子供の成長に伴い部屋が手狭となったことにより新たな住まいを探すこととなりました。そこで、家業の手伝いや祖父の日常生活の補助のため、実家から徒歩10分程度の当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で1,246㎡の内499.01㎡、北、東、南を畑、西を宅地に接しています。続いて番号6番について説明いたします。深津、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は深津地内、延命寺から南東へ約825mに位置しています。利用予定者は申請者本人です。土地所有者は●●さんで申請者の父にあたります。●●さんは現在結婚し、賃貸住宅に居住しておりますが、居住している住居は今後子供が生まれた際には手狭であるため新たな住まいを探すこととなりました。そこで、今後両親の介護等も必要になることを考慮し、実家に隣接する当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で463.03㎡、北、東、南を田、西を宅地に接しています。続いて番号7番について説明いたします。深津、●●さん申出の一般住宅敷地拡張です。場所は深津地内、延命寺から南東へ約825mに位置しています。利用予定者は申請者本人です。当該申請地は、平成元年に農業用施設用地として用途区分の変更を行い、農地法による4条許可を取得して、現在登記上の地目は宅地となっております。今回の申出は、隣接する宅地にあった住居を建替える際、当該申請地に一部はみ出して建設、さらに農業用として申請し、既に設置済みの物置を農業以外の用途で使用するためのものです。なお、

今回申出は既に違反状態で利用している土地を是正するための申請であり、始末書が提出されています。除外面積は1筆で530.06㎡、北、東、南を田、西を宅地に接しています。続いて番号8番について説明いたします。大和田町、●●さん申出の事業用敷地です。場所は大和田町地内、星宮神社の北に位置しています。利用予定者は申請者本人です。●●さんは現在、●●として磯町で農産物加工の事業を行っておりましたが、国道293号線バイパスの道路工事のため、現在の事業地が収用されることとなりました。そこで新たな事業地を求める必要があるため、元の事業地から約3km以内で、工場を建設するに十分な広さのある当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で7,404.09㎡の内4,000㎡、北、東、西を田、南を境内と墓地に接しています。いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替地も無く、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われま。以上で、農振除外の案件について説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 1番の農振除外の件でございます。ただ今の農政課の説明のとおり実家の近くに家を建てたいということで、問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

◎仲田裕子委員 2番の上奈良部町の件は、先ほどの農政課の説明のとおり何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

◎黒川幸昭委員 先ほどの農政課の説明のとおり、令和元年の台風19号で納屋が全壊してまいまして、現在納屋は使用されておられません。母屋も今後被害を受ける危険性があるため、思い切って屋敷替えの計画をいたしました。そういうことで農振除外の申請をしたところがあります。ご審議のほどをよろしくお願いしたいと思います。

◎早乙女八重子委員 4番の●●さんの件ですが、先ほどの農政課の説明のとおり問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

◎松井研吉委員 5番の白桑田の件は、●●さんから娘さんへの住宅建設の内容になります。6番と7番の深津地区の件は、●●さんの自宅前に一般住宅として建てる予定です。元々宅地として利用していた部分にも一部農地がありましたので農振除外を申請したものです。農政課の説明のとおりで問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

◎小平敏男委員 大和田町の件ですが、磯町に●●という農産物の加工を行う会社がありまして、そこが今回国道293号線のバイパスに当たってしまうということで、その移転先を当該地にするということです。何ら問題無いということでご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第6号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から8番について異存無しと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後2時40分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和7年7月24日

議 長

署名委員

署名委員
